

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年10月11日

提出者

大屋俊弘
藤間恵一
岡本昭二
和田章一郎
珍部芳裕
岩田浩岳

山根成二
白石恵子
成相安信
角智子
石原真一

平谷昭
福間賢重
細田重隆
須山昭二
足立昭二

(別紙)

地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員給与費の臨時特例に係る地方交付税減額を推し進めました。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り、対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決定するのではなく、国と地方の十分な協議を経て決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に配慮した地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
- 3 地方財政計画における歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点での措置であること。また、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するためのものであることを踏まえ、国の歳出削減を目的に、地方の実情を無視した一方向的な減額を行わないこと。
- 4 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材不足に対応するため、人材確保のための震災復興特別交付税を確保すること。
- 5 地方公務員給与費の臨時特例により減額した給与関係経費等に係る財源については、2014年度予算において単年度という約束通り、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 6 地方公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、ラスパイレス指数のあり方を含め、国と地方の給料と各種手当の総合的な比較を行い、対等な関係である「国と地方の協議の場」において、十分に協議すること。
- 7 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 8 国家に於ける地方の重要な位置付けを明確にするためにも、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をすべく、新たな財政需要への適切なる対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

経済産業大臣

【平成25年10月11日原案可決】